

広島県の不妊検査や不妊治療助成制度について

広島県では、不妊に悩む方を支援するため、不妊検査・一般不妊治療や特定不妊治療を受けた場合の費用の一部を助成する制度があります。

不妊検査・一般不妊治療への助成

(助成を受けることができる人)

平成31年4月1日以降に夫婦そろって不妊検査を受けた場合で、次に該当する方。

○婚姻（事実上の婚姻を含む）している夫婦で、申請日に広島県内に住所を有すること。

○検査開始時点の妻の年齢が35歳未満であること。

※「夫婦が共に不妊検査を開始した場合」とは、夫婦のどちらかの検査開始日から概ね4か月以内にパートナーが検査を開始した場合とし、夫婦が別の医療機関で検査した場合も助成対象となります。医療機関は県内・県外を問いません。

詳しい助成内容や手続き・申請窓口などは [広島県 不妊検査](#)



特定不妊治療（体外受精や顕微授精）への助成

(助成を受けることができる人)

次の要件を全て満たす方

○治療開始時に婚姻している夫婦（事実上の婚姻を含む）で、広島県内に住所を有すること。

○令和4年4月1日以降に開始した治療で、体外受精や顕微授精以外では、妊娠の見込みがないと医師が判断し、指定医療機関で先進医療（保険適用外）を併せて受けたこと。又は本来保険適用となる治療と併用することにより、全額自費診療で治療を受けたこと。

○治療期間初日における妻の年齢が43歳未満であること。

詳しい助成内容や手続き・申請窓口などは [広島県 特定不妊](#)



子どもが欲しいご夫婦・カップルの手引き

[広島県 ふたりの妊活全力応援](#)



広島県不妊専門相談センターについて

広島県不妊専門相談センターでは、不妊や不育に悩む夫婦や家族に対し、不妊・不育に関する医学的・専門的な相談やこころの悩み等について、医師や助産師等の専門家が相談に対応したり、治療に関する情報提供を行っています。

詳しくはこちらから [広島県 不妊専門相談センター](#)



三原市は

特定不妊治療費補助を

おこなっています

※申請で必要な書類や受付などの詳しい内容については、お問い合わせください。

■ 制度の概要

不妊治療を受けておられるご夫婦に対して、指定医療機関で受けた体外受精や顕微授精等の特定不妊治療及び男性不妊治療にかかった費用（保険診療・先進医療※1・審議中の技術※2）の一部を補助します。

※1 先進医療とは

保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。ただし、医療技術ごとに保険診療との併用ができる医療機関が異なり、保険診療との併用ができない場合もありますので、受診している医療機関へご確認ください。

※2 審議中の技術とは

先進医療会議において審議が行われている治療等で、まだ保険診療との併用が認められていません。そのため、県の助成対象にはなりません。一連の治療の中で保険が適用できる治療についても治療費が全額自己負担となりますので、この審議中の技術の実施については主治医とよくご相談ください。

(広島県内の指定医療機関)

令和7年9月現在

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	特定不妊治療	男性不妊治療
絹谷産婦人科クリニック	730-0035	広島市中区本通 8-23 本通ヒルズビル 4F	082-247-6399	○	○
広島 HART クリニック	732-0822	広島市南区松原町 3-1-301	082-567-3866	○	○
県立広島病院 生殖医療科	734-8530	広島市南区宇品神田 1-5-54	082-254-1818	○	○
香月産婦人科	733-0812	広島市西区己斐本町 2-14-24	082-272-5588	○	
広島中央通り 香月産婦人科	730-0029	広島市中区三川町 7-1	082-546-2555	○	○
IVF クリニックひろしま	732-0822	広島市南区松原町 5-1 BIG FRONT ひろしま 4F	082-264-1131	○	○
いぐち腎泌尿器クリニック	730-0031	広島市中区紙屋町 2-2-2 紙屋町ビル 5 階	082-242-1145		○
笠岡レディースクリニック	737-0811	呉市西中央一丁目 3-9 5F	0823-23-2828	○	
医療法人社団幸の鳥レディスクリニック	721-0907	福山市春日町 1-7-14	084-940-1717	○	○
よしだレディースクリニック内科・小児科	721-0955	福山市新涯町三丁目 19-36	084-954-0341	○	

※このほか、他の都道府県等が指定している医療機関も、指定医療機関とみなします。

⇒ 他の都道府県、指定都市、中核市が指定している指定医療機関で受けた場合も対象となります。(厚生労働省のホームページをご確認ください)

問い合わせ
申請窓口



三原市子ども安心課
(子ども家庭センターすくすく)
電話 0848-67-6061



詳細は
裏面へ

三原市の補助制度フローチャート ~該当するか確認してみましょう~

夫婦が共に特定不妊治療を開始しましたか？
また、その治療に併せて、保険診療外の先進医療や国で審議中の治療を受けましたか？
また、他の市町村等の助成を受けていませんか？

はい

いいえ

対象外です

治療は保険診療のみでしたか？
また、保険診療に併せて、保険診療外の先進医療や
国で審議中の治療を受けましたか？

保険診療のみ

保険診療外の先進医療や国で審議中の治療を併用

高額療養費の支給を受けましたか？

広島県の特定不妊治療助成決定を受けましたか？

いいえ

はい・該当しない

はい

いいえ

まず高額療養費の
支給の申請を行い
ましょう
支給決定通知日の
翌日から2か月以
内に市へ申請して
ください

次の三つを満たしますか？

いずれも
満たす

- 申請日に婚姻（事実婚を含む）しており、かつ夫婦共に三原市内に住所を有し、居住している
- 夫婦に市税の滞納はない
- 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦

いいえ

対象外です

はい

三原市特定不妊治療費を補助します

※広島県特定不妊治療助成額・高額療養費を除いた額で入院費・食事代を除く

広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知書の通知日の翌日から2か月以内に
三原市こども安心課（こども家庭センターすくすく）へ申請してください

詳細は右ページ



補助制度の概要

対象者	<p>①～⑤の全てに該当する方</p> <p>① 申請日※1に婚姻（事実上の婚姻を含む）している夫婦で、かつ三原市の住民基本台帳に記録され、居住している※2こと。</p> <p>② 市税を滞納していないこと。</p> <p>③ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦</p> <p>④ 広島県の実施する特定不妊治療支援事業において、<u>不妊治療費の助成決定を受けていること。ただし、「保険診療のみの治療」の場合は、不要。</u></p> <p>⑤ <u>他の市町村等の助成を受けていないこと。</u></p> <p>※1 三原市が申請書等を受け取った日 ※2 夫婦共に市内に住所を有することを原則とするが、単身赴任等によるやむを得ない事由がある場合は可。</p>								
補助対象	<p>●令和8年4月1日以降に開始した治療に限ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>保険診療のみの治療</td> <td>保険診療と先進医療を併用した治療</td> <td>保険診療と先進医療、審議中の技術を併用した治療により全額自己負担となった場合</td> </tr> <tr> <td>自己負担額 ※4 上限額8万円</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保険診療自己負担額 ※4 上限額8万円 先進医療に要した自己負担額 ※3 上限額30万円 </td> <td>自己負担額 ※3 上限額30万円</td> </tr> </table> <p>※3 広島県特定不妊治療支援事業の支給がある場合はその額を控除した自己負担額 ※4 高額療養費の支給がある場合はその額を控除した自己負担額</p>			保険診療のみの治療	保険診療と先進医療を併用した治療	保険診療と先進医療、審議中の技術を併用した治療により全額自己負担となった場合	自己負担額 ※4 上限額8万円	<ul style="list-style-type: none"> 保険診療自己負担額 ※4 上限額8万円 先進医療に要した自己負担額 ※3 上限額30万円 	自己負担額 ※3 上限額30万円
保険診療のみの治療	保険診療と先進医療を併用した治療	保険診療と先進医療、審議中の技術を併用した治療により全額自己負担となった場合							
自己負担額 ※4 上限額8万円	<ul style="list-style-type: none"> 保険診療自己負担額 ※4 上限額8万円 先進医療に要した自己負担額 ※3 上限額30万円 	自己負担額 ※3 上限額30万円							
補助回数	<p>治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、43歳になるまで1子ごとに6回 治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合、43歳になるまで1子ごとに3回</p> <p>※県に準じる ※令和4年4月1日以降に始めた治療期間の申請を数えます。</p>								
申請期限	<p>広島県不妊治療支援事業承認決定通知書通知日の日または治療終了日の翌日から 2か月以内に、申請関係書類を提出してください。 (ただし、やむを得ない理由で申請が困難と認められる場合は180日以内)</p>								
必要書類	<p>① 三原市特定不妊治療費補助金交付申請書兼実績報告書（様式1）</p> <p>②は保険診療の場合、③④は先進医療等を併用した場合</p> <p>② 三原市特定不妊治療費補助金交付申請に係る証明書（保険適用分）（様式1の2）</p> <p>③ 広島県の特定不妊治療支援事業承認決定通知書の写し</p> <p>④ 広島県の特定不妊治療費助成申請に係る証明書の写し</p> <p>⑤ 補助金申請用納税証明書※（夫婦が三原市民の場合、それぞれ1通ずつ） ※助成申請日から1週間以内に発行されたもの。三原市役所本庁舎2階「税制収納課」で発行</p> <p>⑥ 医療機関が発行する領収書の写し</p> <p>⑦ 申請者の振込口座がわかるもの（※写しでも可）</p> <p>⑧ 申請者の印鑑（自署の場合は不要）</p> <p>以下は該当者のみ</p> <p>⑨ 高額療養費支給後の自己負担額がわかる書類</p> <p>⑩ 事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合のみ）</p> <p>⑪ 申請遅延に関する申立書（申請期限をやむを得ず超えた場合のみ）</p> <p>⑫ 戸籍謄本（事実婚、夫婦が別世帯の場合）</p> <p>◎申請に必要な各種様式については、申請窓口（こども安心課）で受け取っていただくか、市ホームページでダウンロードしてください。</p>								